

美深町地域見守り活動に関する協定書

途締結する確認書によるものとする。

美深町（以下「甲」という。）と旭川地方道新会名寄士別地区会（以下「乙」という。）は、高齢者等の見守り活動に関する協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、甲と乙が連携し、孤立の防止及び支援の必要な者を把握することにより、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

（連携内容）

第2条 乙を構成する販売所長が経営する販売所（以下「乙を構成する販売所」という。）の役員及び従業員（以下「従業員等」という。）が通常の業務活動中に、高齢者等から支援や保護を求められた場合又は訪問先などで異変等を発見したときは、当該従業員等は所属する販売所を通じて、甲があらかじめ提示した甲の連絡先へ速やかに通報するものとする。

2 前項の通報に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲は、通報を受けた場合は速やかに関係機関と連携し、適切な対応を行うものとする。

（従業員への周知）

第3条 乙を構成する販売所は、本協定を従業員等に周知し、本協定を遵守するよう指導する。

（免責）

第4条 乙、乙を構成する販売所及び当該販売所の従業員等は、当該従業員等が第2条第1項の通報を行なわなかった場合であっても、その後に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

（個人情報の保護）

第5条 乙、乙を構成する販売所及び当該販売所の従業員等は、本協定に係る見守り活動に關して知り得た個人情報を、当該者の了解を得ず第三者に漏らしてはならない。本協定に基づく連携が終了した後においても同様とする。

2 前項に規定するもののほか、乙は、業務の実施に伴う個人情報の取扱いについては、別

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとし、有効期間満了後の1か月前までに、甲および乙のいずれからも申出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第7条 この協定書に定めのない事項または内容に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 北海道中川郡美深町字西町18番地

美深町長

山口信夫



乙 北海道旭川市4条通9丁目 旭川北洋ビル
旭川地方道新会名寄士別地区会

会長

橋清光



会員 北海道新聞 矢野販売店

矢野雅人

